

# 平成28年1月から マイナンバーの利用が開始されます

社会保障・税・災害対策の行政手続きの分野で、マイナンバーの利用が平成28年1月から、全国一斉に開始されます。

マイナンバーの対象となる手続きの際には、申請書などにマイナンバー(個人番号)の記入が必要になります。併せて、通知カードの提示と身元確認書類の提示も必要です。必要な書類を準備していただき、所定の手続きをお願いします。

## ◆身元確認書類の例

- ・写真付きの場合1点 (運転免許証、旅券、身体障害者手帳など)
  - ・写真なしの場合2点以上 (健康保険の被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書など)
- ◆**主な対象手続きのご案内**：市役所での市民向けの主な対象手続きは、左表のとおりです。対象手続きの詳細等は、各担当部署にお問い合わせください。

## ■市民向けの主な対象手続き

担当部署	主な対象手続き	問(連絡先)
税務課	・市税	☎ 21-0214
まちづくり課	・市営住宅	☎ 21-0237
市民課	・通知カード ・個人番号カード ・住民記録 ・国民健康保険(資格)	☎ 21-0252
健康づくり課	・予防接種 ・母子保健	☎ 21-0267
福祉課	・特別弔慰金 ・身体障害者福祉 ・精神障害者福祉 ・障害者自立支援 ・生活保護	☎ 21-0284
こども未来課	・児童手当 ・児童扶養手当 ・支給認定(入園申込)	☎ 21-0264
保険課	・国民健康保険(給付) ・介護保険 ・後期高齢者医療	☎ 21-0258
学校教育課	・高等学校等就学支援金	☎ 21-1500

※上記以外にも対象手続きがあります。平成27年12月現在の主な対象手続きです。

通知カードが届かない、紛失、個人番号カードの申請などのお問い合わせは…

問 市民課戸籍係 ☎ 21 - 0252

## マイナンバー制度に便乗した詐欺にご注意を!

### ◆ご注意ください

- ▼マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付手続きなどで、国や市役所の職員が、電話や訪問で、
- ×口座番号や口座の暗証番号を聞く
- ×所得や資産の情報を聞く
- ×家族構成、年金・保険の情報などを聞く
- ×お金やキャッシュカードを要求する
- ×銀行のATMの操作をお願いする

このようなことは、**一切ありません。この内容の電話、訪問などには、絶対に応じないで下さい。**すぐに、電話を切って、市役所市民課市民協働係(☎21・0254)、高梁警察署(☎22・0110)にご相談下さい。

また、このような事案が発生したことを家族や近所に伝え、注意を呼び掛けましょう。

▼このほかに、次のようなことにも注意しましょう。

- ・電話、訪問、メールなどにより、マイナンバーの安全管理対応の困難さを過度に誇張した商品販売や不正な勧誘等には十分注意して下さい。
- ・マイナンバーの関連であることをかたがたメールが送られてきた場合、自分の勤務先など、送信者が明らかかなものを除き、安易に開封しないよう、注意して下さい。

問 市民課市民協働係 ☎ 21・0254

マイナンバーについてのお問い合わせは…

**コールセンター**  
(マイナンバー総合フリーダイヤル)  
**0120-95-0178**

受付時間(平日)  
午前9時30分～午後10時

受付時間(土・日曜日、祝日)  
午前9時30分～午後5時30分  
※年末年始 12/29～1/3を除く



## 福祉課からのお知らせ

### 障害者雇用の拡大へ 障がい者就職面接会

市と市自立支援協議会は、障害者の就労支援を図るため、ハローワーク高梁と連携し、就職面接会を開催します。

参加を希望する人は、1月8日(金)までにハローワーク高梁で求職登録を行ってください。

また、障害者雇用の拡大に取り組んでいる事業所(求人登録が条件となります)の参加もお待ちしています。

◆日時：平成28年2月4日(木)  
午後1時30分～午後4時

◆会場：高梁総合文化会館レクチャールーム

問 福祉課障害福祉係  
☎ 21・0284

ハローワーク高梁  
☎ 22・2291



## 請求にはマイナンバーが必要です

### 第10回特別弔慰金

戦後70年の節目を迎え、国があらためて弔慰を表するため、戦没者等の遺族に第10回特別弔慰金が支給されます。

平成28年1月から、請求時にマイナンバー(個人番号)の記入と確認が必要となるため、請求者の通知カードと身元確認書類、または個人番号カードを持参してください。

◆**支給対象者**：戦没者等の死亡当時に遺族で、平成27年4月1日において生存しており、次の順番による先順位の遺族1人に支給。

- 1 平成27年4月1日までに、戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母②孫③祖母④兄弟姉妹
- ※②孫、④兄弟姉妹については、戦没者等の死亡当時に生まれていない必要があります。

問(請求窓口) 福祉課高齢福祉係  
☎ 21・0265 / 各地域局

## 秘書政策課からのお知らせ

### 地域情報が満載 生活便利帳を作成

市役所での手続き、施設の利用案内などの行政情報や地域の生活情報などを掲載した「生活便利帳」を、(株)サイネックスと共同で発行します。

生活便利帳には、窓口での各種手続きのほか、医療機関の情報、観光施設、特産品、市内企業、団体の広告も掲載されます。

発行は来年6月の予定で、市内の全世帯へ配布します。編集、印刷など、発行に必要な経費は、市内の事業所や団体からの広告収入で賄います。広告の募集に同社が各事業所を訪問しますので、ご協力をお願いします。

問 秘書政策課公聴広報係  
☎ 21・0210

